

運転免許の自主返納をご検討ください

近年、高齢者のブレーキとアクセルの踏み間違いによる事故や、高速道路の逆走などが問題になっています。車は大変便利な移動手段ですが、その操作を一つ間違えると、死亡事故などにつながってしまいます。運転技能や判断能力に心配のある人は、運転免許自主返納制度をご利用ください。なお、運転免許を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた県内在住の65歳以上の人は、バスやタクシーの運賃割引や兵庫県内の宿泊・温泉施設などの利用料の割引などを受けることができます。

●自主返納（運転経歴証明書の交付）の方法

申請場所 加古川警察署、明石免許更新センターなど
申請に必要なもの 運転免許証、証明用写真、交付手数料（1,100円）、印かん
 詳しくは、加古川警察署交通課（☎427-0110）へお問い合わせいただくか、兵庫県警察ホームページでご確認ください。

最近、運転するのが不安になってきたので、家族とも相談して、免許を返納します。



●注意 運転経歴証明書は、運転免許を有効期限内に返納した日から5年以内に、申請して取得することができます。免許の有効期限が過ぎてしまうと自主返納制度を利用することはできません。

自主返納された人に、交通安全グッズ(靴下)を窓口でプレゼントします!

町では、交通安全と高齢者の自主返納を促進するため、自主返納をされた人に交通安全グッズをプレゼントしています。

配付期間 令和2年3月末まで ※なくなり次第終了
対象 町内在住の65歳以上で運転経歴証明書をお持ちの人(交付年月日は問いません)
 ※お一人様1回に限りです。
配付物 光る靴下2足
配付場所 危機管理課 安全安心係 ☎492-9168



なくなり次第終了!

大人の風しん予防接種（定期・任意）について

妊婦への風しん感染拡大防止、子どもの先天性風しん症候群の発生を予防するため、大人の風しん予防接種の抗体検査・予防接種の助成及び一部助成があります。詳しくは健康福祉課へお問合せください。

	定期接種（抗体検査・予防接種）	任意接種（予防接種のみ）
対象者	昭和37年4月2日～ 昭和54年4月1日生まれの男性	稲美町の住民で、風しんにかかったことがなく、かつ、予防接種歴がない人で、次のいずれかに該当する人 ①妊娠を希望する女性 ②妊婦の同居家族
助成額	全額（対象者へクーポン券を発行） ※令和元年度は昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの人へ6月上旬送付予定 ※昭和37年4月2日～昭和47年4月1日生まれの人で、今年度の定期接種希望の人は、窓口で申請後クーポン券を発行します。	5,000円を上限（申請者へ助成券を発行） ※事前にお問合せください
申請期間	令和2年3月31日まで	令和2年3月31日まで
必要なもの	※窓口で発行の場合 ①申請者(代理人を含む)の本人確認のできるもの ②代理人申請の場合は、委任状または被接種者の本人確認ができるもの ③印かん（シャチハタ不可）	①申請者(代理人を含む)の本人確認のできるもの ②代理人申請の場合は、委任状または被接種者の本人確認ができるもの ③印かん（シャチハタ不可） ④妊婦の母子健康手帳（妊婦の同居家族のみ）

※定期接種、任意接種ともに、接種後の助成はできませんのでご注意ください。

【問合せ】健康福祉課 健康推進係 ☎492-9138

「本人通知制度」に登録しましょう!

本人通知制度とは

住民の皆さんのプライバシー侵害を防ぐことを目的として、戸籍謄抄本や住民票の写し等を第三者（本人の代理人やその他の第三者）へ交付した場合に、事前に登録した人に、証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。

事前登録について

- 登録できる人：稲美町の住民基本台帳・戸籍に記載されている人
- 登録の受付：本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）をお持ちのうえ、役場住民課住民係で手続きをしてください。
※なお、代理人の場合は本人からの委任状が必要です。
- 登録期間：登録日から永年
※この制度の利用は、希望者に限るため、利用にあたり事前に登録をしていただきます。（登録料無料）

登録変更・廃止について

登録内容（氏名、住所、本籍地など）に変更があった場合や、登録を廃止する場合などは、必ず「稲美町本人通知制度（変更・廃止）届出書」を提出してください。

マイナンバーカード(個人番号カード)はもう取得されましたか?

マイナンバーカードは、個人番号を証明するだけでなく、本人の顔写真が付いているので本人確認の証明書として利用できます。さらに、税の電子申告などのサービスにも使用できる便利なカードです。ぜひ取得しましょう。
 ※マイナンバーカードに記録されるのは、カードに記載された氏名、住所、個人番号（マイナンバー）のほか、電子証明書などに限られ、所得などのプライバシー性の高い個人情報は記録されません。



マイナンバーカード取得の手続き

- 郵送で申請する場合
 - ①通知カードに同封された申請書に必要な事項を記載して、顔写真を貼付してください（希望される人には、役場住民課窓口において顔写真を無料で撮影しています）。
 - ②返信用封筒に入れてポストに投函してください（郵送のほかに、スマートフォンやパソコンで申請する方法もあります）。
- 申請書紛失の場合
役場住民課窓口において、本人確認ができれば、申請書を再発行しています。

マイナンバーカード受け取りの手続き

申請後、マイナンバーカードの交付準備ができたことをお知らせする文書を郵送しますので、「マイナンバーカード」を申請した本人が役場住民課まで受け取りにお越しください。